

「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について」 答申（概要）

注1：1）、2）...を付した用語は、参考資料「用語解説」を参照

注2：印を付した用語は、本編P3の「都市内道路の機能」参照

はじめに

都市計画道路は、交通、防災、街区形成など多様な機能を持ち、健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する、基盤的な施設です。これらの多くは、戦後から高度経済成長期に、都市と都市活動の拡大・膨張を想定して計画決定されました。

しかし、兵庫県の総人口は2010年ごろをピークに減少し、自動車交通需要推計¹⁾に関しても、はじめて「2020年ごろをピークにその後減少に転じる」と予測されています。一方、成熟の時代を迎えて厳しい経済情勢が続くなか、公共事業を取り巻く状況、地域のあり方などの変化もみられます。

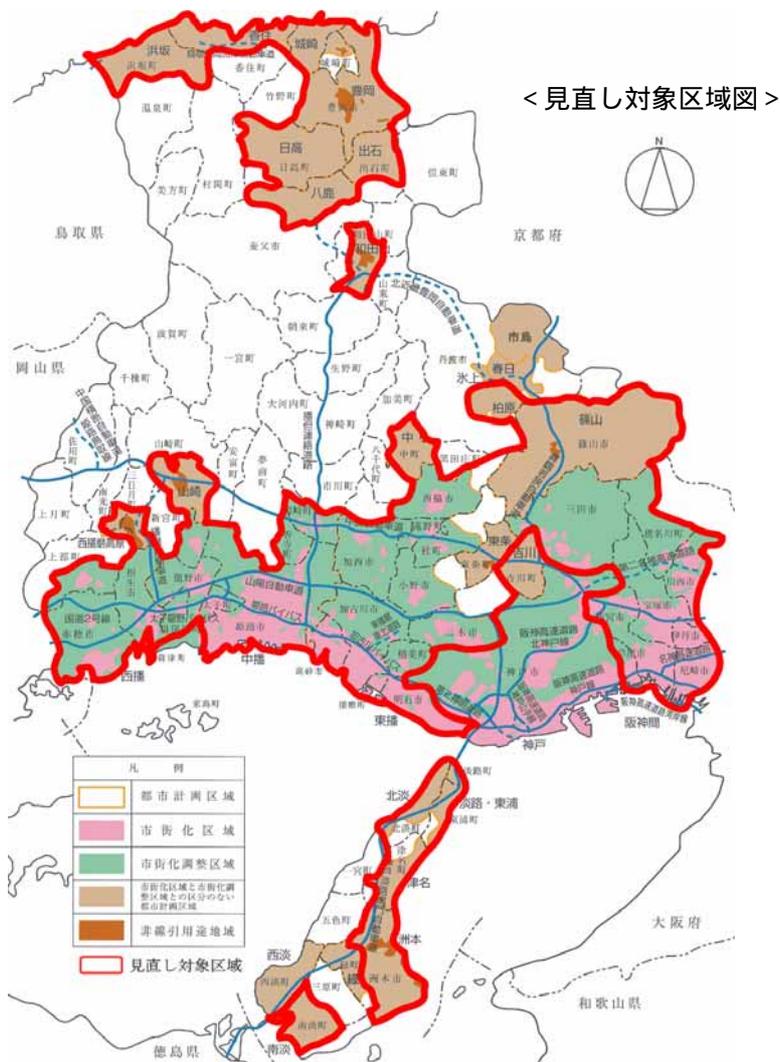
これらの社会経済情勢の変化を踏まえると、県内の都市計画道路網の未整備区間のなかには、その必要性に変化が生じているものも存在すると考えられます。

そこで、兵庫県では、都市計画道路網についての「見直し調査」を実施し、また、時代の変化に対応した都市計画道路網の策定に向けて、県都市計画審議会に諮問（平成15年9月10日）し、都市計画審議会では、このたび「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について」答申を取りまとめました。

1 対象区域と対象道路の種別

1) 対象区域

神戸市は、既に「都市計画道路網の見直し」が実施されていることから、今回、県が実施する見直しの対象区域は、神戸市を除く県内の都市計画道路が存在する50市町とします。



2) 対象道路の種別

今回、県が実施する見直しは、「幹線街路²⁾」を対象に進めます。

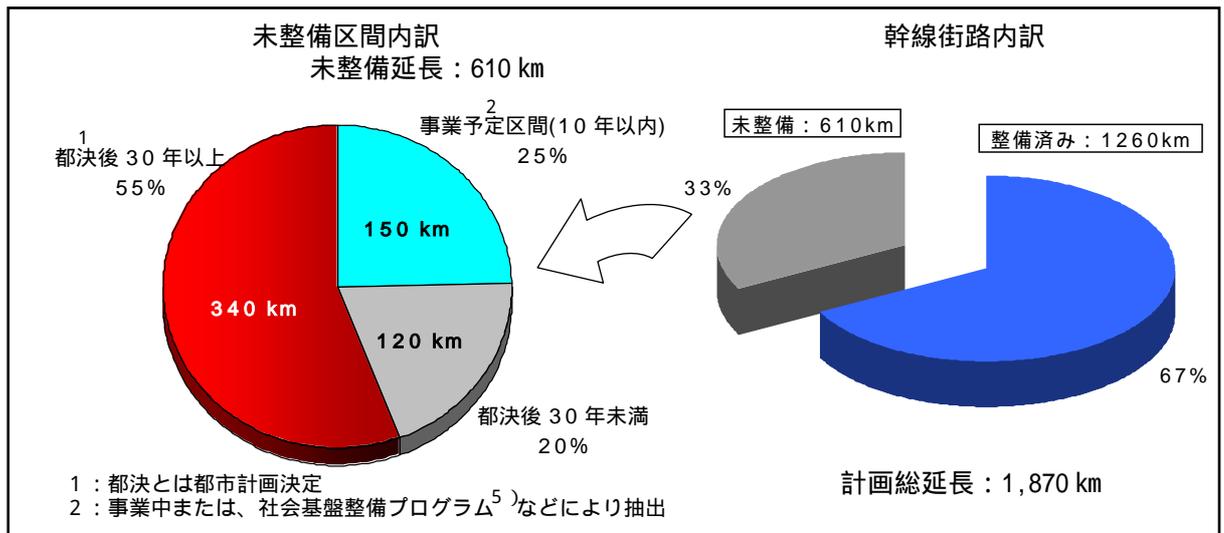
- ・都市計画道路の見直しについては、都市レベルの視点から網として計画する「自動車専用道路³⁾と幹線街路」で構成するネットワークを対象に、広域行政を担う県が主体となり検討を進めていきます。
- ・ただし、高速自動車国道や都市高速道路などの自動車専用道路の見直しにあたっては、国も参画した場で議論します。

2 都市計画道路網の課題抽出

1) 県内の都市計画道路の整備状況

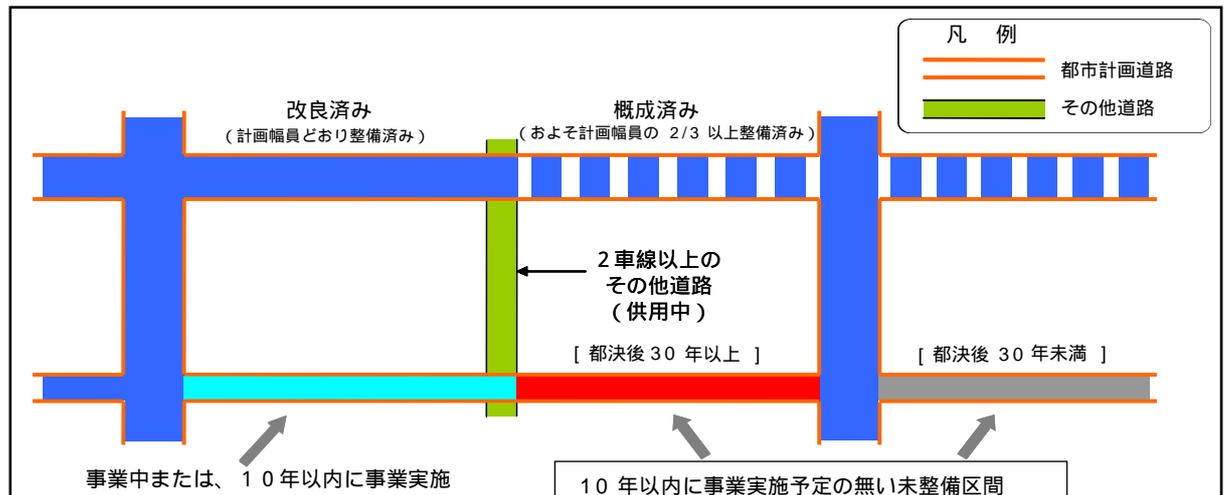
- ・兵庫県（神戸市を除く）で都市計画決定されている幹線街路の延長は約 1,870km です。そのうち約 1,260km が整備済みで、残り約 610km が未整備となっています。
- ・未整備区間のうち、約 6 割にあたる 340km が、都市計画決定⁴⁾から 30 年以上経過し今後 10 年以内に事業実施予定のない区間です。

< 兵庫県の幹線街路延長（神戸市除く）H15年 3月現在 >



2) 都市計画道路のネットワークイメージ

< 都市計画道路の現況 >

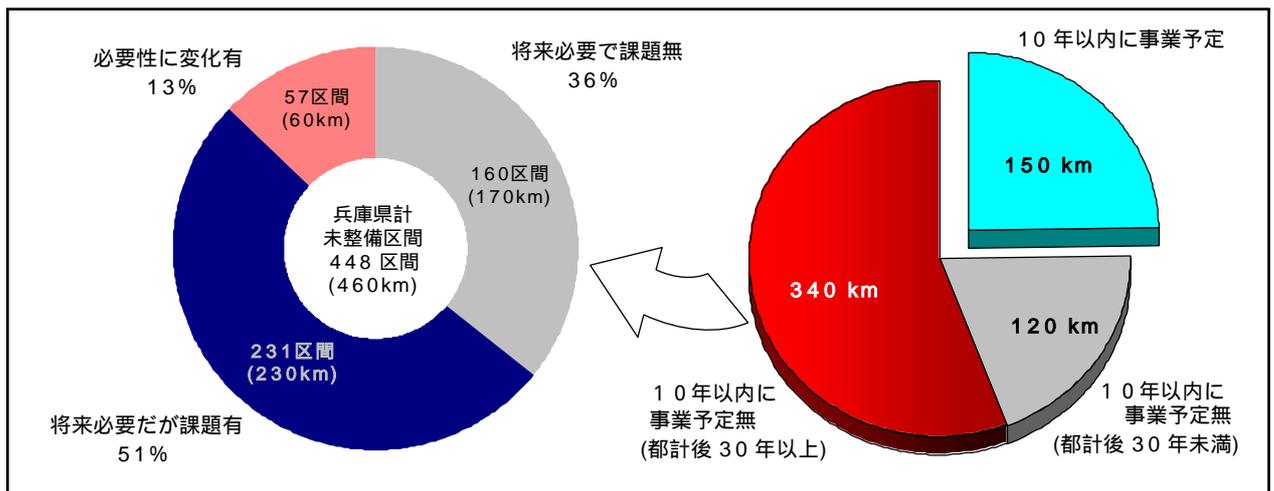


- ・道路ネットワークは、都市計画道路だけでなく、その他道路(前ページ図の緑色の道路)も含め機能していることから、今回の見直しは、これらの道路ネットワークで検討を進めます。
- ・「事業中又は10年以内に事業実施予定の区間」(前ページ図の水色の区間)については、既に早期の整備が必要な区間として、社会基盤整備プログラム等に位置づけられています。
- ・今回の見直しを進めるにあたっては、「10年以内に事業実施予定のない未整備区間」(前ページ図の赤色と灰色の区間)について、課題の整理を行います。

3) 未整備区間に対する考え方

(県と市町による「第一次都市計画道路網調査」(以下「第一次調査」という)結果より)

< 未整備区間に対する考え方 >



- ・県と市町による「第一次調査」結果では、「今後10年以内に事業実施予定の無い448区間(約460km)」のうち、約6割にあたる288区間(約290km: 上図左側 +)で何らかの課題を抱えています。
- ・そのうちの約2割にあたる57区間(約60km)が、必要性に変化が生じています。

3 必要性の検証（第二次調査）

1) 対象区間

- ・ 課題のある前記の 288 区間（約 290km）を対象に検討を進めます。
- ・ 課題のない区間の中でも、交通需要推計結果から車線数の見直しが必要と判断される区間などについては、必要に応じて検討対象に加えます。

2) 必要性の検証方法

県や市町が道路の必要性を検証するときは、下記の整理項目を取り入れた「都市計画道路必要性検証チェックシート（別紙参照）」を対象路線（区間）ごとに作成し、検証します。

<チェックシートの整理項目>

- (1) 現状（上位計画での位置づけ、土地利用、建築規制などの状況）
- (2) 計画決定時の位置づけ
- (3) 必要性を検証する理由（現在の計画どおりに整備する場合の課題など）
- (4) 必要性検証指標
道路密度⁶⁾・配置バランス⁷⁾
道路の機能

- ・ チェックシートは、地域事情に詳しく、まちづくりの主体である市町が主体となり、交通需要推計などネットワーク全体としての検討や広域的観点での判断が必要な場合は、県も協力して作成します。
- ・ チェックシートの内容については、できる限り客観的な検証が行えるよう、今後も検討していきます。

3) 廃止・存続の判断基準

「道路密度・配置バランス」と「道路の機能」とは、道路の多様な機能などを定量的・定性的に表す重要な指標で、これらにより対象路線（区間）の「廃止」または「存続」の方向性を判断します。

判断基準

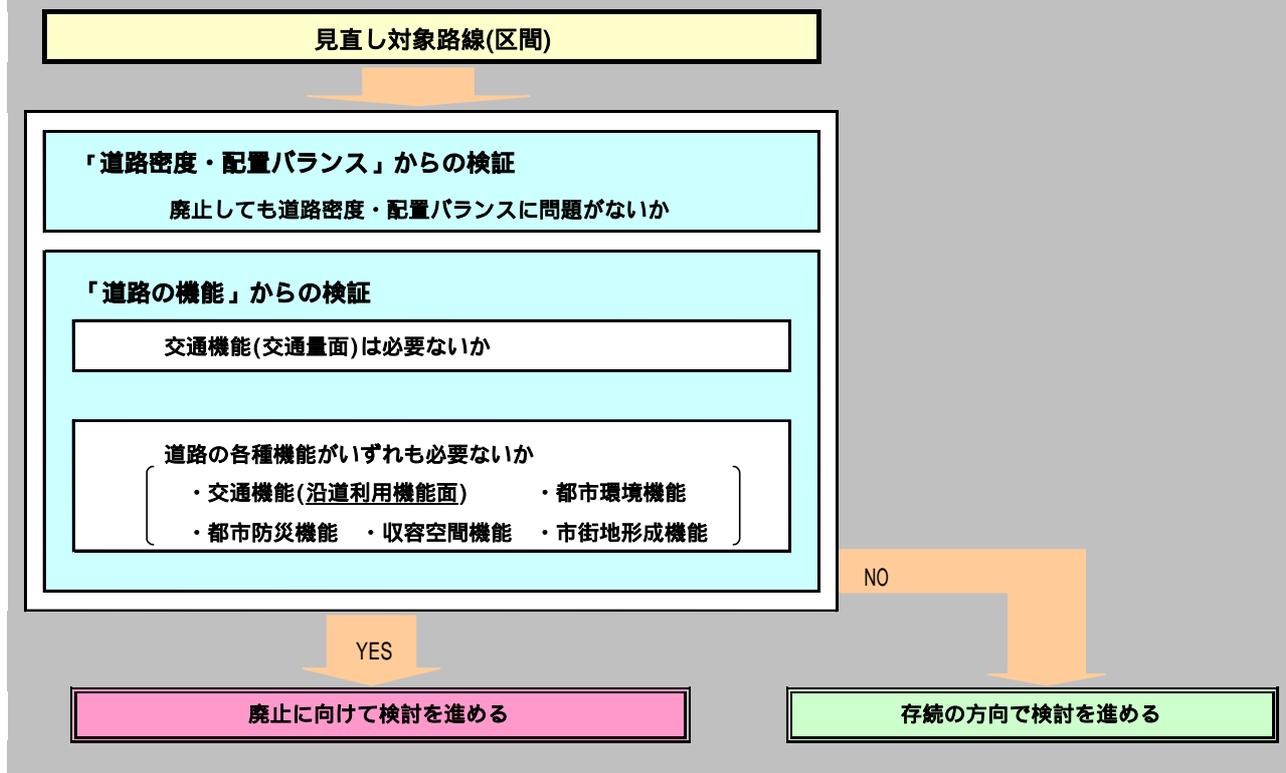
「廃止に向けて検討を進める」路線（区間）（下記の項目にすべて該当すること）

- ・ 廃止しても道路密度・配置バランスに問題がない。
- ・ 交通機能（交通量面⁸⁾）が必要なく、廃止しても周辺道路網に問題が生じない。
- ・ 道路の各種機能（交通機能（沿道利用機能面）、都市環境機能、都市防災機能、収容空間機能、市街地形成機能）がいずれも必要ない。

「存続の方向で検討を進める」路線（区間）（下記の項目のいずれかに該当すること）

- ・ 廃止すると道路密度・配置バランスに問題がある。
- ・ 交通機能（交通量面）が必要であり、廃止すると周辺道路網に問題が生じる。
- ・ 道路の各種機能（交通機能（沿道利用機能面）、都市環境機能、都市防災機能、収容空間機能、市街地形成機能）のいずれかが必要である。

対象路線(区間)の廃止・存続の方向性



4 見直しの方向性検討（第三次調査）

1) 「廃止に向けて検討を進める」路線(区間)の見直しの方向

チェックシートによる必要性の検証の結果、「廃止に向けて検討を進める」と判断される路線(区間)については、都市計画変更に向けて検討を進めます。

2) 「存続の方向で検討を進める」路線(区間)の見直しの方向

「存続の方向で検討を進める」と判断される路線(区間)は、交通需要推計など道路ネットワーク全体としての検討をさらに進め、

- ・道路ネットワークの連続性
- ・将来交通需要と計画車線数の整合性

を判断基準として、以下の3つのケースに見直しの方向を区分します。

車線数を見直す場合

路線(区間)を追加する場合

個別路線(区間)ごとに対応する場合

については、「廃止に向けて検討を進める」場合と同様に、都市の将来像や交通需要を踏まえ「都市全体の道路ネットワーク」を対象とした検討を行い、その必要性や効果などを明らかにして、広域行政を担う県が主体となり、市町との協議調整を図りながら検討を進めます。

については、県が行う見直しにより示す道路ネットワークを基本に、個別路線(区間)

ごとでの検討ができるため、地域事情に詳しい市町が主体となり、順次、県の協力も得ながら路線(区間)ごとに課題への対応策を検討します。

また、と判断される路線(区間)については、「現在の都市計画どおりに整備する場合の課題」を踏まえ、求められる道路の機能、沿道の土地利用や建築物の状況などを勘案すると、見直しの方向として以下のケースが想定されます。

- ・ ルートの変更
- ・ 道路区分の変更
- ・ 幅員の変更
- ・ 交差点や他の施設との交差部の区域の変更
- ・ その他の対応

注)「その他の対応」とは、都市計画変更を伴わない、道路の構造や工法などの見直しによるコスト縮減などの対応

判断基準

「存続の方向で検討を進める」と判断される路線(区間)を「車線数の見直しを検討する」「路線(区間)の追加を検討する」「個別路線(区間)ごとに対応を検討する」の3つのケースに区分する基準は、以下のとおりである。

車線数の見直しを検討する路線(区間)

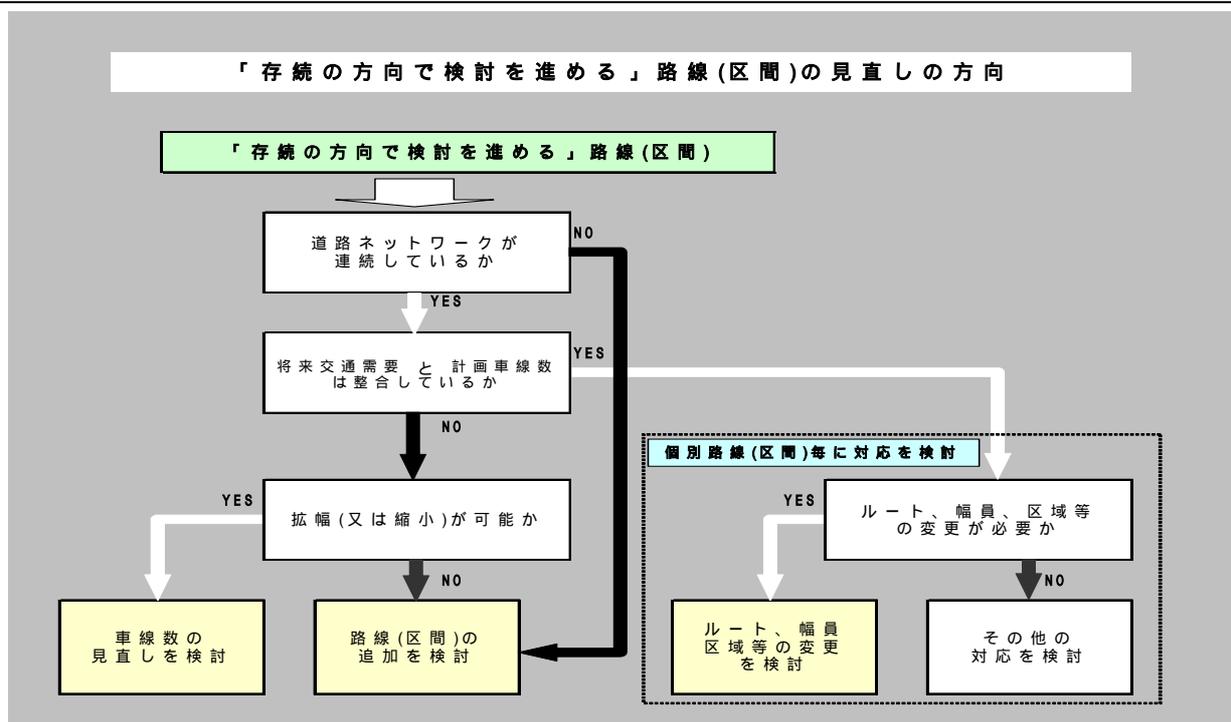
- ・ 道路ネットワークは連続しているが、将来交通需要と計画車線数が不整合なため、計画車線数を整合させる必要がある。また、沿道状況などにより拡幅(または縮小)が可能である。

路線(区間)の追加を検討する路線(区間)

- ・ 道路ネットワークは連続しているが、将来交通需要と計画車線数が不整合なため、車線数を追加する必要がある。しかし、沿道状況などにより拡幅が困難である。
- ・ 道路ネットワークが不連続であるため、ネットワークを連続させることが必要である。

個別路線(区間)ごとに対応を検討する路線(区間)

- ・ 道路ネットワークは連続しており、将来交通需要と計画車線数も整合している。



5 見直しに際しての留意事項

1) 変更理由の明確化

都市計画道路の見直しによって計画を変更する場合は、見直しを行う理由を明確にします。

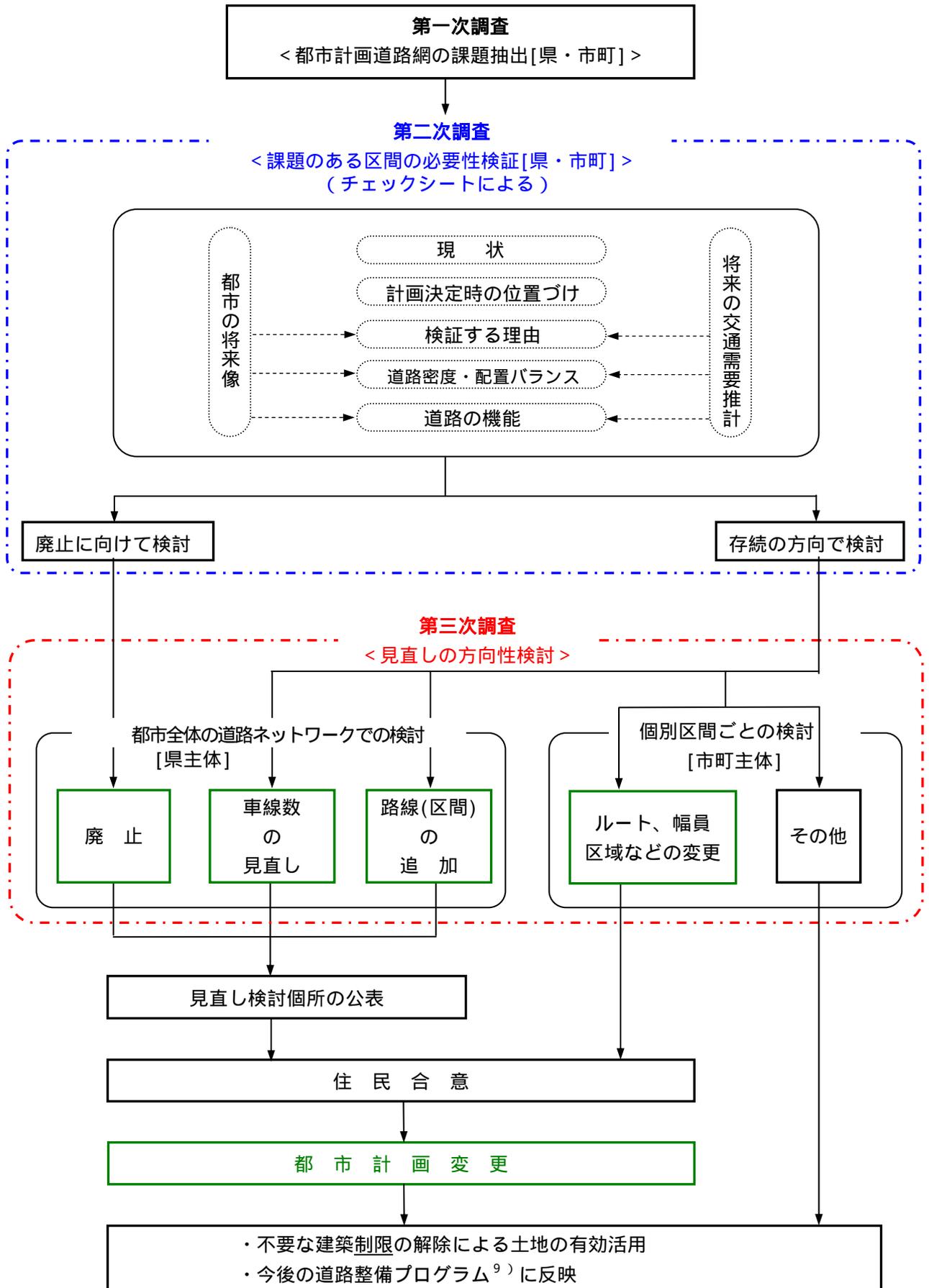
2) 住民との合意形成

- ・都市計画の変更にあたっては、見直しの理由や方向を客観的にわかりやすく住民に説明し、十分な理解を得ます。また、存続の方向の場合は、見直し案の策定方法を住民とともに検討します。
- ・見直し案の策定は、住民との合意形成に重点を置き、透明性、公平性を確保しつつ、必要に応じて概略計画を決定するまでの早期の段階から住民の参画を得て、行政との協働作業により進めていきます。

3) 時代の変化への対応

今回、県が行う見直し以降も市町合併や経済情勢の変動、価値観の多様化など、都市計画道路網をとりまく情勢は、今後も変化していくものと考えられます。そのため、今後とも、的確な都市計画決定に努めるとともに、時代の変化に対応した見直しを進めていきます。

< 都市計画道路網見直しの流れ >



注) 枠は、都市計画変更での対応

